

## 第51回「九州インタークラブ競技大会決勝」競技規定

主催：九州ゴルフ連盟

開催期日：11月7日（火）

開催会場：ザ・マスターズ天草コース

〒861-7311 熊本県天草市有明町上津浦 2928 TEL 0969-53-0333 FAX 0969-53-0980

1. ゴルフ規則  
日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則、および本競技ローカルルールを適用する。
2. 委員会の裁定  
委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。
3. プレーの条件  
18ホール・ストロークプレーによるチーム競技とし、出場選手6名中上位5名の合計スコアによって順位を決定する。  
天候等の理由で18ホールを終了できなかった場合は、最初の9ホールの合計スコアによって順位を決定する。9ホールを終了できなかった場合は競技不成立とする。
4. タイの決定
  - (1) 出場選手6名中上位5名の合計スコアがタイの場合は、6名全員の合計スコアにより順位を決定する。
  - (2) (1)がタイの場合は、順次最少スコアの者(最少スコアの者がタイの場合、次位の最少スコアの者を比較)のチームを上位とする。
  - (3) それでも決まらない場合はくじ引きで決定する。
5. クラブと球の規格
  - (1) 適合ドライバーヘッドリスト(ローカルルールのひな型G-1)を適用する。
  - (2) 溝とパンチマークの仕様(ローカルルールのひな型G-2)を適用する。
  - (3) 適合球リスト(ローカルルールのひな型G-3)を適用する。
6. 競技終了時点  
委員会が作成した順位表が掲示された時点か、または九州ゴルフ連盟ホームページに順位表が掲載された時点をもって終了したものとみなす。
7. 参加資格  
本年度インタークラブ各県地区競技大会において、本競技への出場資格を取得したクラブ、および本競技開催クラブとする。なお、登録選手参加資格は、各県地区競技大会参加資格に準ずる。  
委員会は、競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断した者の参加資格を取り消すことができる。
8. 選手登録、および選手名簿の提出  
参加クラブは、1クラブ出場選手6名およびアドバイザー・ギバー1名（54歳以下の者3名以内）を登録し、選手名簿にスタート順に氏名、年齢、生年月日を記載して九州ゴルフ連盟に提出する。（年齢は2023年12月31日現在を適用する。）  
又、出場選手及びアドバイザー・ギバーの中より1名のチームキャプテンを指名しなければならない。
9. 選手名簿提出締切日  
10月11日（水）  
締切日必着とし、締切日以降の申込みは理由の如何を問わず受け付けない。
10. 登録選手の変更、および補欠選手の交替  
締切日以降に登録選手を変更することはできない。ただし、各県地区競技大会の登録選手は変更することができる。なお、締切日以降に変更を伴う事情が発生した場合、九州ゴルフ連盟に文書で変更理由を提出し、委員会の判断を仰ぐことができる。  
また、出場選手がアドバイザー・ギバーと交替する場合は、競技開催日前日 12:00～15:00 の間に開催コースに選手交替届を提出し、選手を交替することができる。

11. 組合せおよびスタート時間  
組合せ決定次第直ちに参加クラブへ通知するとともに、九州ゴルフ連盟ホームページ上で発表する。
12. 賞

優勝クラブ	優勝楯、およびチーム出場全選手にメダル
2位～3位	表彰楯、およびチーム出場全選手にメダル
ベストグロス選手全員に参加賞	最少スコアの選手に記念品を贈呈
13. 指定練習日およびプレー費  
開催日の2週間前から2回（原則として土・日・祝日を除く）チーム毎に開催コースに（出場選手6名、アドバイザー1名）申込み、そのコースが予め定めた日時に練習することができる。  
なお、大会前日の練習は14:00で打ち切るため、遠隔地クラブの練習を優先し、開催県の出場クラブの練習は受け付けない。規定の練習日、および競技当日のプレー費（キャディーフィー、税金など含む）は、参加選手が支払うものとする。  
規定による練習および競技当日のプレー費は、会員扱いとする。
14. 登録選手の待遇  
別途通達による。
15. 表彰式  
表彰式は行わず、連盟ホームページへの掲載のみとする。尚、優勝チームのみ記念撮影を行う。
16. 個人情報に関する同意内容  
参加者は、参加申込みに際し、主催者が取得する参加申込者の個人情報を主催者の目的の範囲内で他に提供（公表）することについて予め同意することを要する。
17. 肖像権に関する同意内容  
参加者は、参加申込みに際し、各種記録媒体による収録物、複製物あるいは編集物（適正範囲の編集に限る）にかかる競技者の肖像権を、本競技に関して主催者の目的に反しない範囲で利用するために、主催者に譲渡することを予め承諾することを要する。